

名古屋交通圏タクシー「準特定地域計画」の方向性（イメージ）について

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の活性化の推進に関する基本的な方針

【基本方針】「安全に安心して利用できる名古屋のタクシー」の実現

論点 1 ユニバーサルタクシーの実現

(視点) タクシーの特性（24時間いつでも・どこでも、誰でも、ドア・ツー・ドア、快適空間等）がきちんと発揮されているかどうか。問題があるなら何か。

論点 2 安全・安心・快適なタクシーの実現（必要な施策）

(視点 1) 安全・安心して利用できるタクシー、女性一人でも利用できるタクシー、子供だけでも利用できるタクシー、お身体の悪い方などでも気兼ねなく利用できるタクシーならではのサービスのあり方。

(視点 2) 安全運転と運転者の質的改善に関すること。運転者の教育・指導、悪質運転者の排除、タクシー及び運転者の評価など、どのタクシーを利用しても満足していただけるためには。

論点 3 交通ネットワークとしてのタクシーの位置づけ及び役割

(視点) 高齢化社会に対応したタクシー、自治体との関係・支援のあり方。

論点 4 地域・社会に貢献するタクシー

(視点) 災害、緊急時におけるタクシーの役割、防犯対策におけるタクシーの役割。

論点 5 持続可能なタクシー

(視点) タクシー事業の経営改善、安定した事業運営、コスト低減方策等必要な施策。

2. 準特定地域計画の目標

論点 6 定性的な目標に加えて、定量的な目標（数値目標）のあり方。

3. 前号の目標を達成するために行う活性化事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

論点 7 タクシー事業者の取組は言うに及ばず、協議会構成員の取組には何が必要か。

4. 前3号に掲げるもののほか、準特定地域計画の実施に関し当協議会が必要と認める事項

論点 8 制度改正の必要性及び協議会としての意見具申・要望、関係者の理解及び協力体制の構築、タクシーの将来構想の共有及び実現方策の検討。利用者及び社会への訴求等。

(参考事項)

上記「1」から「4」の項目については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」第9条に基づく記載（必要）事項